

奄美市名瀬地区ごみ収集カレンダー有料広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、奄美市有料広告掲載に関する基本要綱（平成19年奄美市告示第67号。以下「基本要綱」という。）第5条の規定に基づき、名瀬地区ごみ収集カレンダー（以下「ごみカレンダー」という。）に掲載する有料広告（以下「広告」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の優先順位)

第2条 広告掲載を決定する場合の優先順位は、基本要綱第4条に定めるとおりとする。ただし、同じ順位に該当する場合は、原則として申込みの順位とする。

(広告の規格等)

第3条 広告の規格は、1枠当たり縦30ミリメートル、横60ミリメートル又は1枠当たり縦60ミリメートル、横30ミリメートルとする。ただし、複数枠を1件の広告とすることができる。

- 2 広告掲載の色数は、フルカラー（4色刷り）とする。
- 3 広告の掲載位置は、市が指定する。

(広告の掲載料)

第4条 広告の掲載料は、1枠当たり26,100円とする。

(広告掲載の申込み)

第5条 広告掲載を申し込もうとする者（以下「申込者」という。）は、有料広告掲載申込書（基本要綱別記第1号様式。以下「申込書」という。）に、広告案を添えて、掲載を希望する年度の前年度の12月28日（日・土・祝日の場合は、直近の市役所の開庁日とする。）までに、市長に提出しなければならない。

(広告の掲載)

第 6 条 前条の規定により提出された広告は，基本要綱第 9 条に規定する広告審査会において問題がないと認められたときは，毎年 3 月の広報誌の配布に併せて各世帯に配布するものとする。

2 広告を掲載する期間中は，転入者に対し，転入手続きの際，名瀬総合支所市民課にて配布するものとする。

（広告主の責任等）

第 7 条 掲載内容に関する責任は，広告主が負うものとする。

（その他）

第 8 条 この要領に定めるもののほか，広告の掲載に関して必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

この要領は，平成 2 1 年 7 月 1 0 日から施行する。